

# 生徒心得

## 1 校内生活

- ・学校には、貴重品、多額の金銭、学用品以外の無用な物品は携行しないこと。
- ・学校へ登校後は、無断で校外へ出ないこと。外出しなければならない場合は、担任に申し出て許可を得ること。
- ・スマートフォン等を校内に持ち込む場合は、申請書を提出すること。取り扱いについては遵守事項を守ること。
- ・校内および登下校中の政治活動はしないこと。
- ・生徒同士での営業行為、取引行為、それらの勧誘または関連する迷惑行為を行わないこと。

## 2 登校・下校

- ・登校時間 8時15分
- ・下校時間 18時00分（自習生徒18時30分、部活動生20時00分完全下校）
- ・登下校の途中に、無用の場所に立ち寄らないこと。

## 3 服装・頭髪等

- ・制服 学校指定の学生服、セーラータイプの制服、ジャケットタイプの制服とする。  
夏用・冬用の着用については、気候や体調等に応じて各自で判断すること。
- ・ベルト 学生服・ジャケットタイプの制服の場合は、黒・紺・茶色を基調とする標準的なものを使用すること。  
セーラータイプの制服の場合は、指定のベルトを使用すること。
- ・襟章、バッジ 学生服（冬用）は、左襟に MIYAKO バッジ、右襟に学年章をつけること。  
セーラータイプの制服（冬用）は、左胸に校章、胸中央に MIYAKO バッジ、右胸に学年章をつけること。  
ジャケットタイプの制服は、左胸ポケットに校章、学年章をつけること。
- ・防寒・防暑 防寒着・防寒具は防寒を目的とするもので、安全に通学できるものとする。  
防寒具は手袋、マフラー、ネックウォーマーとする。  
カーディガンは学校指定のものとする。ただし、ジャケットタイプの制服の場合は、各自で準備したベストまたはセーター（白・紺色無地のニット素材）をジャケットの中に着用することができる。  
タイツは黒色無地、80デニール以上とする。  
アームカバーは白・黒・紺色無地とする。
- ・靴下 白・黒・紺色無地（ワンポイント可）、長さは標準程度（くるぶし以上）のものとする。ただし、儀式的行事では白色無地（ワンポイント可）を基本とする。
- ・靴 TPOに応じて判断すること。下足ロッカーに収納できるものとする。
- ・スリッパ 学校指定のものとする。
- ・バッグ 安全面、健康面、機能面、防犯面を考慮したものを使用すること。
- ・頭髪 前髪は目にかからないように調節すること。  
肩より長い髪は1つ結びまたは2つ結びで束ねること（三つ編み、団子結びは可とする）。結ぶ位置は原則自由とする。  
髪を整えるためのヘアピン、ヘア止め（5cm未満程度の小型に限る）および、髪を結うゴム類は黒・紺・茶色とする。  
染色、脱色、パーマ、剃り込み等は禁止とする。  
整髪料は使用しない。
- ・眉は必要以上に手を加えないこと。
- ・爪は、自然で安全・清潔に短く切ること。
- ・整形することは禁止とする（ピアス等を含む）。身体上、医師の診断がある特別な場合は、事前に担任へ届け、確認を受けること。
- ・装飾品等は身に付けないこと。
- ・アイプチ、まつ毛パーマ、色付きリップ、ファンデーション、コンシーラー等の化粧全般は禁止とする。

## 4 交友関係

- ・相互に人格や多様性を尊重し、豊かな人間関係をつくること。
- ・人間関係を築く上では、礼節を尽くし、良識ある関係を保つこと。
- ・金銭や物品の貸借はしないこと。

## 5 校外活動

- ・帰宅時間が遅くなる場合は、家庭に連絡すること。
- ・外出する場合は、行き先・帰宅時間を家庭に連絡すること。
- ・高校生として好ましくない場所に入入りしないこと。
- ・深夜徘徊や無断外泊はしないこと。
- ・日常から防犯意識を持って行動すること。緊急を要する事件や事故が起こった場合は、関係機関へ速やかに連絡するとともに、可能な限り速やかに学校へ連絡すること。
- ・アルバイトは原則として禁止とする。  
家庭の事情等により、やむを得ずアルバイトを希望する場合は、保護者から担任に申し出ること。無断でのアルバイトはしないこと。

## 6 通学・交通関係

### 【自転車】

- ・自転車通学は許可制とする。  
自宅から学校までの直線距離が1 km以上あること。  
ただし、JR行橋駅・南行橋駅、平成筑豊鉄道令和コスタ行橋駅・行橋駅から学校までの利用は許可しない。  
※ 自宅から駅まで利用する等の学校まで乗り入れない場合も自転車通学の対象となるので、申請手続きをすること。
- ・交通法規、交通マナーを遵守すること。
- ・校内駐輪場は指定された場所を使用し、必ず施錠すること。
- ・通学許可を受けた自転車には、学校規定の登録ステッカーを所定の場所に貼り付けること（自宅から駅まで利用する等の学校まで乗り入れない場合は除く）。
- ・自転車防犯登録をすること。
- ・自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入すること。
- ・自転車用ヘルメットを必ず着用すること。

### 【電車】

- ・公共交通機関や公共施設における利用マナーを遵守し、違反乗車はしないこと。

### 【原動機付自転車】

- ・在学中の運転免許取得は原則として禁止とする。  
やむを得ず免許を申請するとき（最寄りの駅までの道のりが片道7 km以上）は、所定の手続きをし、許可を得ること。
- ・許可されるのは最寄りの駅までであり、学校までの通学・乗り入れは許可しない。
- ・排気量が50 cc以下のスクータータイプで標準装備（改造などが無い）に限る。
- ・原動機付自転車は、通学目的以外に使用しないこと。

### 【普通車】

- ・在学中の運転免許取得は原則として禁止とする。  
ただし、就職内定者で、就職先で運転免許が必要であると認められた場合は許可する。

## 7 懲戒

学校教育法および学校教育法施行規則の定めるところにより、校長は生徒に懲戒を加えることができる。懲戒の種類は、退学、停学、訓戒である。以下に懲戒を受ける場合の概目を示す。

- (1) 法令や法規に違反したもの
- (2) 不正行為をしたもの
- (3) 故意に公共物を破壊したもの
- (4) いじめ、暴行、脅迫したもの
- (5) 正常な交際を逸脱し、風紀を乱したもの
- (6) 高校の秩序を乱し、生徒としての本分に反したもの